

# 妙高市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

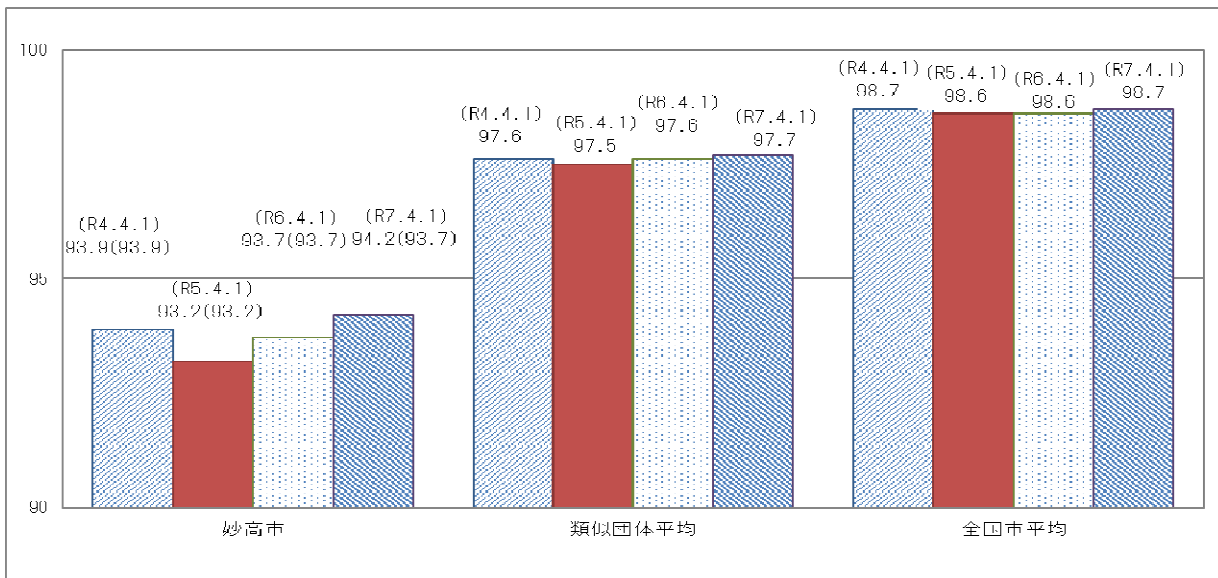
区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率	(参考) 5年度の人件費率
	(R7年1月1日)				B/A	
R6年度	人 29,514	千円 22,898,172	千円 861,731	千円 2,925,137	% 12.8	% 13.3

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 294	千円 1,104,786	千円 150,562	千円 437,193	千円 1,692,541	千円 5,757	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。  
 3 給与費には、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定されている職員を除いている。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

##### ①給料表の見直し

実施

給料表の改定実施時期…平成27年4月1日

内容…行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.4%引下げ。若年層では初任給に係る号給については引下げを行わず、高齢層では50歳代後半層の多く在職する高位号給をより引き下げ。ただし、引下げ率が大きい5級及び6級については8号給増設。また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。技能労務職給料表について、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

妙高市は支給対象地域外。ただし、派遣職員等国支給対象地域に在住する職員に対し、国基準に準じて支給。

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様の見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

#### (5) 特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
妙高市	43.3 歳	311,746 円	360,493 円	333,468 円
新潟県	44.2 歳	338,401 円	416,369 円	368,789 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.3 歳	325,941 円	386,178 円	355,674 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似業種	平均年齢	平均給与月額 B	
妙高市	55.7 歳	10人	285,700 円	307,548 円	303,570 円	—	—	—	—
うち給食調理員	56.6 歳	5人	290,760 円	300,301 円	300,301 円	飲食物調理 従事者	43.3 歳	238,800 円	1.26
うち用務員	— 歳	1人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち運転手	52.8 歳	4人	298,550 円	340,641 円	330,698 円	乗用自動車 運転手	63.2 歳	215,800 円	1.58
新潟県	55.5 歳	293人	315,518 円	351,821 円	333,308 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	51.7 歳	12人	299,324 円	330,782 円	311,434 円	—	—	—	—

区 分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
妙高市	—	—	—
うち給食調理員	4,351,797 円	3,169,000 円	1.37
うち用務員	— 円	— 円	—
うち運転手	4,800,771 円	2,791,400 円	1.72

※用務員は、該当者が少数のため掲載なし

(注)

- 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
- 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和3～令和5年の3ヶ年平均）。
- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		妙高市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	211,000 円	192,500 円	—
	中学卒	199,000 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,400円	330,400円	389,060円	371,600円
	高校卒	246,200円	305,200円	(329,700円)	357,100円
技能労務職	高校卒	—	(275,900円)	289,300円	(299,700円)

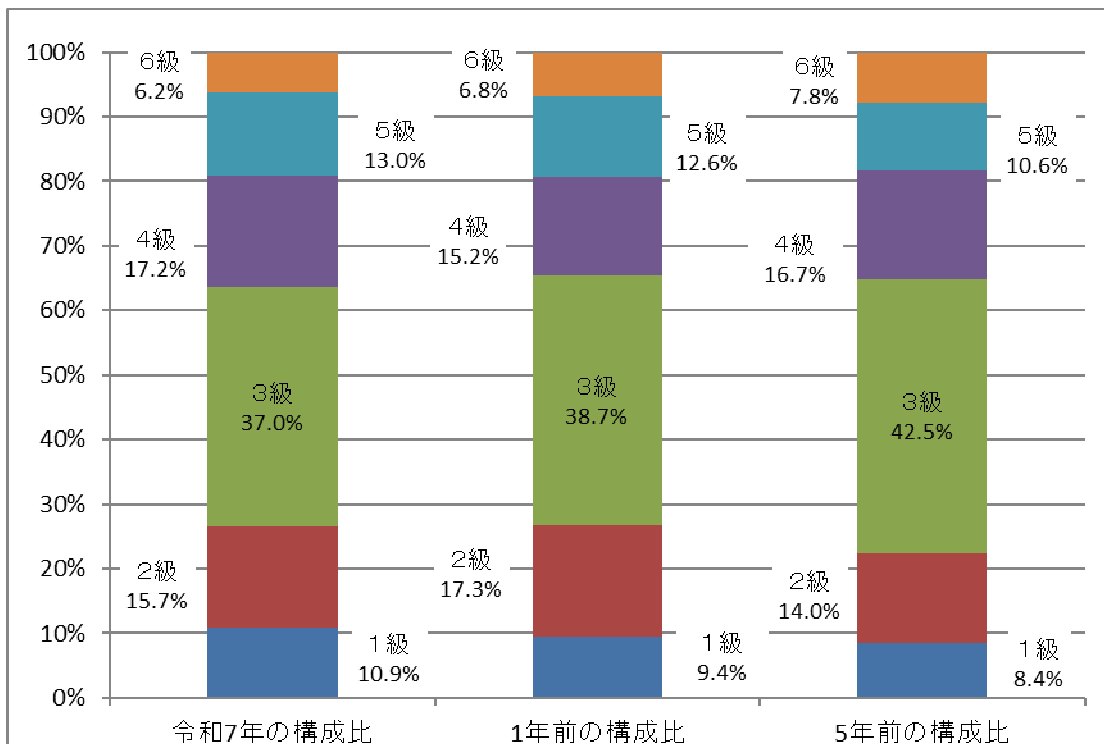
- (注) 1 ( ) 書きは該当職員がいないため、モデル給料であることを表します。  
 2 技能労務職は「—」は該当者なしのため掲載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

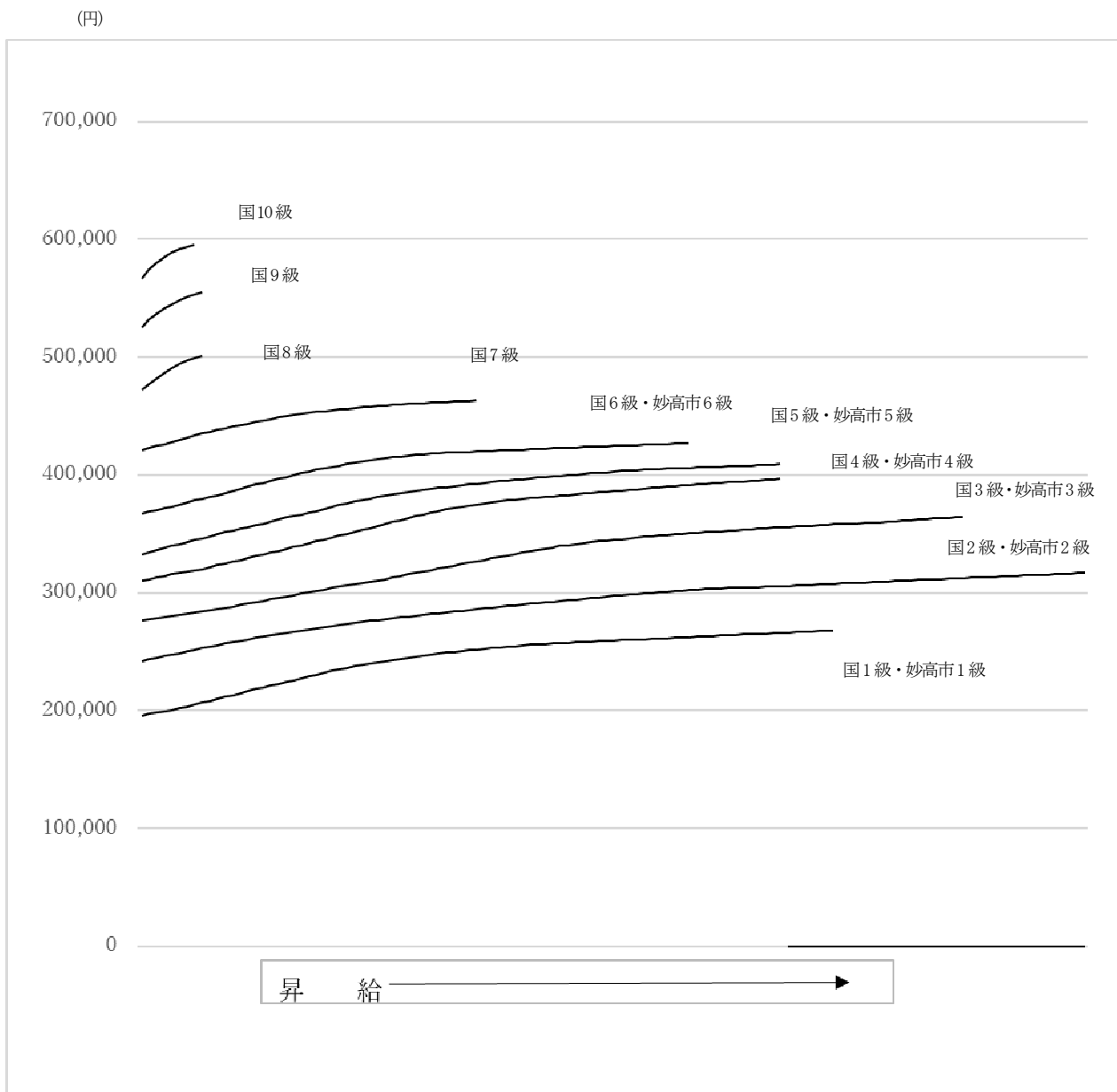
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、主事補、技師補	21人	10.9%	183,500円	258,100円
2 級	主事、技師	30人	15.7%	230,000円	308,500円
3 級	副参事係長、副参事、係長、主査	71人	37.0%	265,300円	354,700円
4 級	課長補佐、次長、室長、副参事係長、副参事、係長	33人	17.2%	298,800円	386,100円
5 級	課長、局長、支所長、参事、課長補佐、次長、室長	25人	13.0%	321,300円	398,200円
6 級	課長、局長、支所長、参事	12人	6.2%	355,200円	415,700円

- (注) 1 妙高市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職）（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（妙高市、一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な部分	昇給実績がある部分	昇給可能な部分	昇給実績がある部分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給部分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(注) 全職員を対象に業績、態度、能力について期別評価を行い、その結果に基づき昇給を決定しています。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

妙高市	新潟県	国
1人当たりの平均支給額 (R6年度) 1,461 千円	1人当たりの平均支給額 (令和6年度) 1,793 千円	—
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.375) 月分 (1.025) 月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (1.025) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (妙高市、一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(注) 全職員を対象に業績、態度、能力について期別評価を行い、その結果に基づき▲30%～+30%の範囲で勤勉手当の成績率を決定しています。

##### (2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

妙高市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
(退職時特別昇給)	無				
1人当たり平均支給額	15,914千円	206,880千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）		695,532 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）		347,766 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
新潟市	3 %	1 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			94.2 (94.2)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

### (4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支給単価
行路死亡人等取扱 手当	行路死亡人、行路病人の対応をした職員	行路死亡人、行路病人の対応業務	0千円	行路死亡人 1件 2,000円 行路病人 1件 1,000円
防疫等作業手当	感染症等の防疫作業に従事した職員	感染症等の防疫作業	0千円	感染症 1日 290円 家畜伝染病 1日 380円

### (5) 時間外勤務手当

支給実額（R6年度決算）	66,882,668円
職員1人当たりの平均支給年額(R6年度決算)	233,040円
支給実額（R5年度決算）	71,815,090円
職員1人当たりの平均支給年額(R5年度決算)	252,870円

(注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6（又は令和5）年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者、父母等 6,500 円 ・子 1人につき 11,500 円 (16歳から22歳までの子は1人につき 5,000 円を加算)	同じ		24,888千円	220,247円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支給 ・月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高28,000 円	同じ		11,124千円	247,200円
通 勤 手 当	交通機関利用及び自動車等交通用具使用職員に支給 ・交通機関利用 電車、バスなど負担している運賃の額に応じて、定期券の通用期間毎に最高55,000 円 ・交通用具使用 自動車など片道の1キロ区分ごとの使用距離に応じて1,493円から最高31,600 円	異なる	交通用具使用者の距離区分及び支給額が異なる  国は5キロ区分ごとに2,000円から最高31,600円	14,857千円	69,102円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・総務課長、企画政策課長、財務課長 50,000 円 ・その他の課長(会計課長除く)、 上下水道局長 41,600 円 ・妙高高原支所長、妙高支所長 31,700 円 ・会計課長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長、園指導主事、 23,800 円 ・議会事務局長、こども教育課参事 33,200 円 ・園長 15,300 円	異なる	支給区分及び支給額が異なる 国の代表例 本庁の課長 130,300円 県単位機関の部長 72,700円 管区機関の課長 62,300円 など	10,673千円	381,178円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 ・単身赴任の距離に応じ月額32,000円から84,000 円	同じ		0千円	0円



## 6 職員数の状況

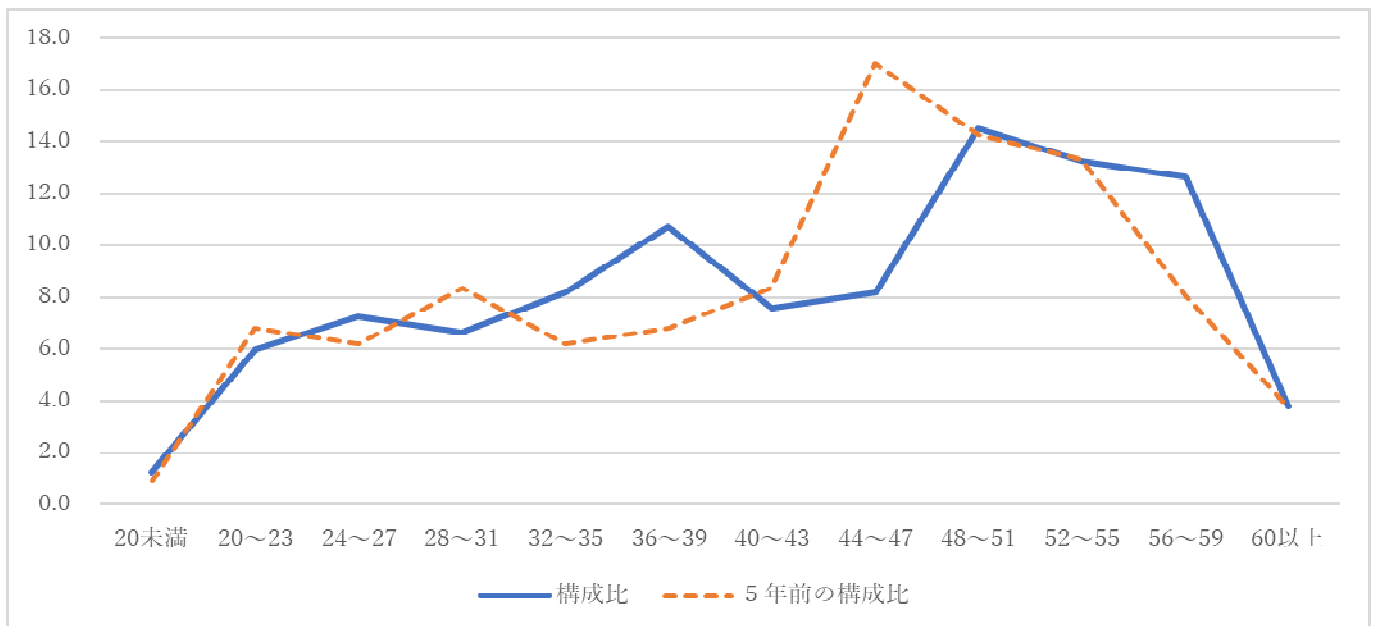
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	4人	4人		課税用務の増 乳児棟新設による体制整備に伴う増 こども家庭センター業務の増  商工振興用務の増
		総務	72人	72人		
		税務	15人	16人	1人	
		民生	77人	78人	1人	
		衛生	28人	29人	1人	
		労働				
		農林水産	15人	15人		
		商工	11人	12人	1人	
	土木	18人	18人			
		計	240人	244人	4人	<参考> 人口1万人当たりの職員数 83.61人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 70.52人)
	教 育 部 門	54人	54人			
	消 防 部 門	—	—	—		
	小 計	294人	298人	4人	<参考> 人口1万人当たりの職員数 102.11人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 90.75人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	5人	5人		R6退職者未補充による減	
	下水道	3人	2人	△1人		
	その他	10人	10人			
	小 計	18人	17人	△1人		
合 計			312人 [339人]	315人 [339人]	3人	<参考> 人口1万人当たりの職員数 107.94人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	4 人	19 人	23 人	21 人	26 人	34 人	24 人	26 人	46 人	42 人	40 人	10 人	315人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去の5年間の 増減数(率)
一般行政	240	243	242	241	240	244	+4 (1.6%)
教 育	54	58	58	55	54	54	±0 ( 0%)
消 防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	294	296	300	296	294	298	+4 ( 1.3%)
公営企業等会計計	29	28	21	20	218	17	△12 (△58.6%)
総 合 計	323	334	321	316	316	315	△8 (△ 2.5%)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ①職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 858,127	千円 △37,164	千円 11,875	% 1.4	% 1.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 7,032 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当 り給与費 B/A	(参考) R5年度一人当 たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
R6年度	人 3	千円 12,690	千円 2,063	千円 4,153	千円 18,906	千円 6,302	千円 5,977

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、会計年度任用職員は含みません。  
 3 給与費には、会計年度任用職員の給与費は含みません。

##### イ 特記事項

特になし

#### ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
妙高市	47.6歳	361,733円	444,561円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

#### ③職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

妙高市	団体平均
1人当たりの平均支給額 (R6年度) 1,767 千円	1人当たりの平均支給額 (R6年度) 1,593 千円
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.025) 月分	(R6年度支給割合) 期末手当 — 月分 (—) 月分 勤勉手当 — 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) —

イ 退職手当

妙 高 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
(退職時特別昇給)	無)				
1人当たり平均支給額	－千円	－千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日)

該当なし

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)	1,029,408円
職員1人当たりの平均支給年額(R6年度決算)	343,136円
支給実績 (R5年度決算)	3,029,910円
職員1人当たりの平均支給年額(R5年度決算)	757,477円

- (注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6(又は令和5)年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

カ その他の手当

	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たりの平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		276千円	92,000円
住居手当	同上	同		－千円	－円
通勤手当	同上	同		206千円	68,800円
管理職手当	同上	同		－千円	－円
単身赴任手当	同上	同		－千円	－円
寒冷地手当	同上	同		239千円	79,667円

(2) 公共下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 1,536,835	千円 243,812	千円 10,677	% 0.6	% 0.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 6,098 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当 り給与費 B/A	(参考) R5年度一人当 たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
R6年度	人 3	千円 11,678	千円 1,567	千円 3,529	千円 16,774	千円 5,591	千円 5,575

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、会計年度任用職員は含みません。  
 3 給与費には、会計年度任用職員の給与費は含みません。

イ 特記事項

特になし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
妙高市	53.5歳	336,600円	439,344円
団体平均	44.6歳	342,377円	516,175円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

妙高市		団体平均	
1人当たりの平均支給額 (R6年度) 1,466 千円		1人当たりの平均支給額 (R6年度) 1,562 千円	
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.375) 月分		(R6年度支給割合) 期末手当 2.10 月分 (1.025) 月分	
勤勉手当 2.10 月分 (1.025) 月分		勤勉手当 2.10 月分 (1.025) 月分	
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) —	

イ 退職手当

妙 高 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
(退職時特別昇給 有)					
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日)

該当なし

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)	237,501円
職員1人当たりの平均支給年額(R6年度決算)	79,167円
支給実績 (R5年度決算)	166,369円
職員1人当たりの平均支給年額(R5年度決算)	83,184円

(注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6(又は令和5)年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

カ その他の手当

	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たりの平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		156千円	52,000円
住居手当	同上	同		-千円	-円
通勤手当	同上	同		356千円	119,000円
管理職手当	同上	同		-千円	-円
単身赴任手当	同上	同		-千円	-円
寒冷地手当	同上	同		198千円	66,000円

(3) 簡易水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 337,063	千円 2,832	千円 12,056	% 3.5	% 3.6

区分	職員数 A	給与費				一人当 り給与費 B/A	(参考) R5年度一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
R6年度	人 2	千円 7,875	千円 1,904	千円 2,277	千円 12,056	千円 6,028	千円 5,949

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、会計年度任用職員は含みません。  
 3 給与費には、会計年度任用職員の給与費は含みません。

イ 特記事項

特になし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
妙高市	30.0歳	237,350円	252,168円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

妙高市		団体平均	
1人当たりの平均支給額 (R6年度) 882 千円		1人当たりの平均支給額 (R6年度) 1,593 千円	
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.375) 月分		(R6年度支給割合) 期末手当 2.10 月分 (1.025) 月分	
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	

- (注) ( ) 内は、再任用職員にかかる支給割合です。

イ 退職手当

妙 高 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額 一 千 円 一 千 円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日)

該当なし

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)	147,054円
職員1人当たりの平均支給年額(R6年度決算)	73,527円
支給実績 (R5年度決算)	312,103円
職員1人当たりの平均支給年額(R5年度決算)	156,051円

(注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和6 (又は令和5) 年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) です。

カ その他の手当

	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人あたり の平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		660 千円	330,000 円
住居手当	同上	同		- 千円	- 円
通勤手当	同上	同		239 千円	119,712 円
管理職手当	同上	同		- 千円	- 円
単身赴任手当	同上	同		- 千円	- 円
寒冷地手当	同上	同		198 千円	99,000 円